

令和6年度 町税等の納期限・口座振替一覧表



| 税目等 | 6年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 7年 1月 | 2月 | 3月 | お問い合わせ先 (注) |
|--------------------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|---|
| 納期限及び 口座振替日 | 4/30 (火) | 5/31 (金) | 7/1 (月) | 7/31 (水) | 9/2 (月) | 9/30 (月) | 10/31 (木) | 12/2 (月) | 12/25 (水) | 1/31 (金) | 2/28 (金) | 3/31 (月) | |
| 町県民税 (普通徴収) | ※ | ※ | 第1期 | ※ | 第2期 | ※ | 第3期 | ※ | 第4期 | ※ | ※ | ※ | 税務課 課税係 Tel.585-2778 収納係 Tel.585-2780 |
| 固定資産税 | ※ | 第1期 | ※ | 第2期 | ※ | 第3期 | ※ | 第4期 | ※ | ※ | ※ | ※ | |
| 軽自動車税 (種別割) | | 全期 | | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険税 (普通徴収) | ※ | ※ | ※ | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | ※ | ほけん課 国保係 Tel.585-2785 |
| 後期高齢者 医療保険料 (普通徴収) | ※ | | | | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | ※ | |
| 介護保険料 (普通徴収) | ※ | ※ | ※ | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | ※ | 福祉課 長寿介護係 Tel.585-2125 |
| 放課後子ども クラブ負担金 | 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 | 教育施設課 施設管理係 Tel.563-3244 |
| 保育所保育料 | 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 | 教育総務課 総務係 Tel.585-2892 |
| 奨学資金 償還金 | 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 | |
| 町営住宅 使用料 | 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 | 建設課 管理係 Tel.585-2972 |
| 町営住宅 駐車場使用料 | 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 | |
| 上下水道 使用料 | | 4・5月 | | 6・7月 | | 8・9月 | | 10・11月 | | 12・1月 | | 2・3月 | 上下水道課 水道係 Tel.585-2997 |
| 下水道事業 受益者負担金 | | | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | | | | |
| 伊達西根堰 土地改良区費 | | 前期分 | | | | | | | | | | | 伊達西根堰 土地改良区 Tel.582-2319 |
| 納期限及び 口座振替日 | 4/30 (火) | 5/31 (金) | 7/1 (月) | 7/31 (水) | 9/2 (月) | 9/30 (月) | 10/31 (木) | 12/2 (月) | 12/25 (水) | 1/31 (金) | 2/28 (金) | 3/31 (月) | |

※…随期

町税等の納付は、便利な『口座振替』をお願いしています。

- 口座振替のお申込み用紙(国見町納税等口座振替依頼書)は、各税目等の担当課窓口または町内金融機関に備えつけてあります。
※ 固定資産税で個人名義と共有名義がある場合は、それぞれお申し込みが必要です。
※ お申込日の1か月後の月分から口座振替が開始します。
- 口座の預貯金残高が不足しておりますと、振替不能となりますのでご注意ください(再振替は行いません。)
- 取扱金融機関や口座名義人の変更・解約があった場合は、お申し込みの金融機関へ変更・解約届を提出してください。
- 口座振替の納付状況については、町で確認できるまでに数日かかります。
納期限直後に納税等の証明が必要な場合は、振替記録が記帳された通帳を窓口へ提示してください。

口座振替 Q & A

Q. 1 振替可能な金融機関はどこですか。

A. 町の指定金融機関等である①福島信用金庫、②ふくしま未来農協、③東邦銀行、④福島銀行、⑤大東銀行、⑥東北労働金庫、⑦ゆうちょ銀行の各本店・支店で振替可能です。

Q. 2 申込(新規・口座変更)はどこでできますか。

A. 振替可能な金融機関の窓口または町(担当課)の窓口で受付可能です。

Q. 3 納税(付)義務者と違う名義の口座からでも振替できますか。

A. 可能です。しかし、納税通知書等は納税義務者宛にお送りします。

Q. 4 申込したのに引落としになりませんでした。

A. 残高不足による振替不能や申込の際に納税義務者名が違っていた(特に固定資産税の共有名義)等が考えられます。詳しくは、裏面各税目等のお問い合わせ先へご連絡ください。

Q. 5 全期前納にしたら税金は安くなりますか。

A. 全期前納の場合でも金額は変わりません。

Q. 6 納税(付)義務者が亡くなった場合、どうすればよいですか。

A. 再度、口座振替依頼書を提出してください(当該年の固定資産税の場合は、納入者欄は亡くなられた方、振替口座は希望の口座を記入することになります。)。ただし、翌年から納税義務者名が変わるため、改めて口座振替依頼書を提出する必要があります。そのため、亡くなった年のみ納付書で納付いただく方法もあります。

【 口座振替以外の納付方法 】

● 地方税お支払サイト(eLTAX) ※QRコードが印刷されている納付書のみ

- 電子納付(①クレジットカード、②インターネットバンキング、③口座振替(ダイレクト方式)、④Pay-easy(ペイジー)が利用可能です。

※全国の「地方税統一 QR コード対応金融機関」でも利用できます(金融機関の一部店舗では QR コードを利用して ATM で納付が可能です。)。詳しくは、地方税共同機構ウェブサイトをご覧ください。

● 指定(代理)金融機関の本店・支店^{※1}

- 福島信用金庫 ・ ふくしま未来農業協同組合 ・ 株式会社東邦銀行 ・ 株式会社福島銀行
- 株式会社大東銀行 ・ 東北労働金庫 ・ ゆうちょ銀行 ・ 郵便局^{※2}

※1 QRコードが印刷されている納付書は、ATMでも納付可能な金融機関があります。

※2 QRコードが印刷されていない納付書は、東北6県のゆうちょ銀行・郵便局に限ります。

● コンビニエンスストア(日本国内)^{※3}

- セブン-イレブン ・ ローソン ・ ファミリーマート ・ ミニストップ ・ ポプラ
- 生活彩家 ・ くらしハウス ・ スリーエイト ・ セイコーマート ・ ハマナスクラブ
- デイリーヤマザキ ・ ヤマザキデイリーストア ・ ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ニューヤマザキデイリーストア ・ MMK(マルチメディアキオスク)設置店

● スマートフォン決済アプリ^{※3、※4}

- PayPay ・ LINE Pay ・ Pay B ・ FamiPay ・ au Pay ・ d払い
- 楽天銀行コンビニ支払サービス

※3 次の納付書は、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでお取り扱いできません。

- バーコードが無いもの。汚れや破損等によりバーコードが読み取れないもの ・ 町税以外のもの
- 1枚の金額が30万円を超えるもの。金額を訂正したもの ・ 使用期限を過ぎたもの

※4 スマートフォン決済アプリでの納付は、領収証書が発行されません。